

○奈良県環境影響評価技術指針

平成十一年九月二十一日
奈良県告示第三百三号

奈良県環境影響評価技術指針を次のように定めた。

奈良県環境影響評価技術指針

(趣旨)

第一条 この奈良県環境影響評価技術指針は、奈良県環境影響評価条例(平成十年十二月奈良県条例第十一号。以下「条例」という。)第四条の規定により、条例第四条の二の計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定めるものとする。

(平二六告示二八九・一部改正)

(条例第四条の二の環境影響評価技術指針で定める事項)

第二条 条例第四条の二の環境影響評価技術指針で定める事項は、配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する事項とする。

(平二六告示二八九・追加)

(計画段階配慮事項に係る検討)

第三条 配慮書対象事業に係る条例第四条第二項第一号の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針については、次条から第十一条までに定めるところによる。

(平二六告示二八九・追加)

(位置等に関する複数案の設定)

第四条 配慮書事業者(都市計画決定権者を含む。以下この条から第十一条までにおいて同じ。)は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数案(以下「位置等に関する複数案」という。)を適切に設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

- 2 配慮書事業者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置又は配慮書対象事業の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、配慮書対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために配慮書対象事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。
- 3 配慮書事業者は、第一項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮書対象事業に代わる事業の実施により当該配慮書対象事業の目的が確保される場合その他配慮書対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにしなければならない。

(平二六告示二八九・追加)

(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)

第五条 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うために必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす配慮書対象事業の内容(以下この条から第十一条までにおいて「事業特性」という。)並びに配慮書対象事業の実施が想定される区域(以下「配慮書対象事業実施想定区域」という。)及びその周囲の自然的社会的状況(以下この条から第十一条までにおいて「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一 事業特性に関する情報

ア 配慮書対象事業の種類(奈良県環境影響評価条例施行規則(平成十一年六月奈良県規則第十二号。以下「規則」という。)別表第一の上欄に掲げる区分をいう。)

イ 配慮書対象事業の規模(規則別表第一の上欄に掲げる事業の種類ごとに同表の下欄に掲げる対象事業の要件に相当するものをいう。)

ウ 配慮書対象事業実施想定区域の位置

エ 別表第一の第一欄に掲げる対象事業の種類及び同表の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる事項

オ その他配慮書対象事業に関する事項

二 地域特性に関する情報

ア 自然的状況

- (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境(以下「大気環境」という。)の状況(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項及びダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)第七条の規定により定められた環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。)の確保の状況を含む。)
- (2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境(以下「水環境」という。)の状況(環境基準の確保の状況を含む。)
- (3) 土壌及び地盤の状況(環境基準の確保の状況を含む。)
- (4) 地形及び地質の状況
- (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (6) 景観並びに人と自然との触れ合いの活動の状況及び人と文化遺産との触れ合いの状況

イ 社会的状況

- (1) 人口及び産業の状況
 - (2) 土地利用の状況
 - (3) 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況
 - (4) 交通の状況
 - (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
 - (6) 下水道の整備の状況
 - (7) 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
 - (8) その他配慮書対象事業に関し必要な事項
- 2 配慮書事業者は、前項第二号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、配慮書事業者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するものとする。
(平二六告示二八九・追加)
(計画段階配慮事項の選定)

第六条 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、配慮書対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下この条から第十一条までにおいて「影響要因」という。)が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素(以下この条から第十一条までにおいて「環境要素」という。)に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。

- 2 配慮書事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。
 - 一 配慮書対象事業に係る工事の実施(配慮書対象事業の一部として、配慮書対象事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)
 - 二 配慮書対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって配慮書対象事業の目的に含まれるもの(当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)
- 3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。
 - 一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号に掲げるものを除く。以下同じ。)
 - ア 大気環境
 - (1) 大気質
 - (2) 騒音(周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。)及び超低周波音(周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。)
 - (3) 振動

- (4) 悪臭
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

イ 水環境

- (1) 水質(地下水の水質を除く。以下同じ。)
- (2) 水底の底質
- (3) 地下水の水質及び水位
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ウ 土壌に係る環境その他の環境(ア及びイに掲げるものを除く。以下同じ。)

- (1) 地形及び地質
- (2) 地盤
- (3) 土壌
- (4) その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号に掲げるものを除く。以下同じ。)

ア 動物イ

植物ウ 生

態系

三 人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。以下同じ。)

ア 景観

イ 人と自然との触れ合いの活動の場

ウ 文化財(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第二条第一項に規定する文化財のうち、同法の規定に基づき指定された文化財(同法第五十七条第一項の規定により文化財登録原簿に登録されているものを含む。)及び同法第八十二条第二項の条例の規定に基づき指定された文化財をいう。以下同じ。)(第二号に掲げるものを除く。))及び埋蔵文化財包蔵地(同法第九十三条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地をいう。以下同じ。)

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

ア 廃棄物等(廃棄物及び副産物(廃棄物の処理施設の設置又は変更の事業にあっては、当該施設において処理又は処分する廃棄物を除く。))をいう。以下同じ。)

イ 温室効果ガス等(排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。)

4 配慮書事業者は、第一項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

5 配慮書事業者は、第一項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、同項の規定により選定した事項(以下「選定事項」という。)について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

(平二六告示二八九・追加)

(計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法)

第七条 配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、配慮書事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十一条までに定めるところにより選定するものとする。

一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

二 前条第三項第二号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。三 前

条第三項第二号ウに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げる生態系の保全上重

要であって、まとめて存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。この場合において、事業計画の特性を踏まえ、重要な生息環境又は生育環境の改変、長大構造物による生息場所及び生態系ネットワークの分断及び断片化、渡りルート等の生物が特別な利用をする地域での障害、河川等の流砂系の改変等による影響について把握できること。

ア 自然林、湿原等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境

イ 里地及び里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。)並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの

ウ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

エ 都市において現に存する樹林地その他の緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。)及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境

四 前条第三項第三号アに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

五 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

六 前条第三項第三号ウに掲げる環境要素に係る選定事項については、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域及び文化財にあっては指定の区分を調査し、これらに対する環境の影響の程度を把握できること。

七 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

(平二六告示二八九・追加)

(計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法)

第八条 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

三 調査の対象とする地域(以下この条から第十一条までにおいて「調査地域」という。) 配慮書対象事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

2 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

3 配慮書事業者は、第一項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。

4 配慮書事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

(平二六告示二八九・追加)

(計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法)

第九条 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定しなければならない。

- 一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、モデルによる実験、事例の引用又は解析その他の手法により、可能な限り定量的に把握する手法
 - 二 予測の対象とする地域(第三項において「予測地域」という。) 調査地域のうちから適切に選定された地域
- 2 前項第一号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。
 - 3 配慮書事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。
 - 4 配慮書事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、配慮書対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。

(平二六告示二八九・追加)

(計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法)

第十条 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 第四条第一項の規定により位置等に関する複数案が提示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。
- 二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、配慮書対象事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、配慮書事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。
- 三 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、配慮書対象事業に係る工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- 四 配慮書事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(平二六告示二八九・追加)

(計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項)

第十一条 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法(以下この条において「手法」という。)を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種類についても明らかにするよう努めるものとする。

- 2 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。
- 3 配慮書事業者は、手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるように整理しなければならない。

(平二六告示二八九・追加)

(環境影響評価の項目等の選定に関する指針)

第十二条 対象事業に係る条例第四条第二項第二号の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を行うための手法の選定に関する指針については、次条から第二十条までに定めるところによる。

(平二六告示二八九・旧第二条線下・一部改正)

(環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握)

第十三条 第五条の規定は、条例第十一条第一項の規定による対象事業に係る環境影響評価項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、第五条中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、同条第一項中「配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を」とあるのは「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定をするに当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を」と、「当該検討に」とあるのは「当該選定に」と、「配慮書対象事業の」とあるのは「対象事業の」と、「この条から第十一条まで」とあるのは「この条、第十四条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第九条第三項及び第二十五条」と、「配慮書対象事業の実施が想定される区域(以下「配慮書対象事業実施想定区域」という。）」とあるのは「対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。）」と、「配慮書対象事業実施想定区域の」とあるのは「対象事業実施区域の」と、「配慮書対象事業に」とあるのは「対象事業に」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第十三条第一項において読み替えて準用する前項」と、「整理するものとする」とあるのは「整理するとともに、必要に応じ、関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と読み替えるものとする。

2 事業者は、前項において読み替えて準用する第五条第一項第一号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

(平二六告示二八九・追加)

(環境影響評価項目の選定)

第十四条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第一の第一欄に掲げる対象事業の種類及び同表の第二欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる標準項目を示す表に掲げる一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる構成要素(以下「環境要素」という。)に係る項目(以下「標準項目」という。)に対して、必要に応じ、項目の削除又は追加を行うことにより選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

一 対象事業に係る工事の実施(対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)

二 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの(当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。)

3 第六条第三項の規定は前項の規定による検討について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の規定による項目の選定についてそれぞれ準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、「計画段階配慮事項」とあるのは「対象事業に係る環境影響評価の項目」と、同条第五項中「同項の規定により選定した事項(以下「選定事項」という。）」について選定した理由」とあるのは「選定項目として選定した理由及び同項の規定により項目の削除を行った場合にあってはその理由」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定による項目の削除は、次に掲げる項目について行うものとする。

一 標準項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合における当該標準項目

二 対象事業実施区域又はその周囲に、標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当

期間存在しないことが明らかである場合における当該標準項目

- 5 第一項の規定による項目の追加は、次に掲げる項目について行うものとする。
 - 一 事業特性により、標準項目以外の項目(この項において「標準外項目」という。)に関する環境影響が相当程度となるおそれがある場合における当該標準外項目
 - 二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次に規定する標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるものである場合における当該標準外項目
 - ア 標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
 - イ 標準外項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域その他の対象
 - ウ 標準外項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域
- 6 事業者は、第一項の規定により項目の削除又は追加を行うに当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ関係する地方公共団体、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行わなければならない。
- 7 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ第一項の規定により選定した項目(以下「選定項目」という。)の見直しを行わなければならない。

(平一七告示六二五・一部改正、平二六告示二八九・旧第四条繰下・一部改正)

(環境影響評価項目の選定に係る調査、予測及び評価の手法)

- 第十五条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十条までに定めるところにより選定するものとする。
- 一 前条第三項において準用する第六条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。
 - 二 前条第三項において準用する第六条第三項第二号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
 - 三 前条第三項において準用する第六条第三項第二号ウに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性(生態系の上位に位置する性質をいう。以下同じ。)、典型性(地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。以下同じ。)及び特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。以下同じ。)の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。
 - 四 前条第三項において準用する第六条第三項第三号アに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
 - 五 前条第三項において準用する第六条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
 - 六 前条第三項において準用する第六条第三項第三号ウに掲げる環境要素に係る選定項目については、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域及び文化財にあっては指定の区分を調査し、これらに対する環境の影響の程度を把握できること。
 - 七 前条第三項において準用する第六条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。
- 2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

(平二六告示二八九・旧第五条線下・一部改正)

(標準手法)

第十六条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法(標準項目に係るものに限る。)を選定するに当たっては、別表第一の第一欄に掲げる対象事業の種類及び同表の第二欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる標準手法を示す表において各標準項目ごとに同表に掲げる標準的な調査及び予測の手法(以下「標準手法」という。)を基準としつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第十三条第一項において読み替えて準用する第五条及び第十三条第二項の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、選定しなければならない。この場合において、事業者は、次項に定めるところにより必要に応じ標準手法より簡略化された調査若しくは予測の手法(同項において「簡略化手法」という。)を選定し、又は第三項に定めるところにより必要に応じ標準手法より詳細な調査若しくは予測の手法(同項において「重点化手法」という。)を選定するものとする。

2 簡略化手法は、次のいずれかに該当すると認められる場合に選定するものとする。

一 当該標準項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。

二 対象事業実施区域又はその周囲に、当該標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

三 類似の事例により当該標準項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

四 当該標準項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、標準的な調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

3 重点化手法は、次のいずれかに該当すると認められる場合に選定するものとする。

一 事業特性により、当該標準項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次に規定する標準項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 当該標準項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

イ 当該標準項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域その他の対象

ウ 当該標準項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(平二六告示二八九・旧第六条線下・一部改正)

(環境影響評価の項目に係る調査の手法)

第十七条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る予測及び評価に必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の現状に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

三 調査の対象とする地域(この条から第二十五条までにおいて「調査地域」という。) 対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点(第二項において読み替えて準用する第八条第四項及び別表第十五から別表第二十七までの規定において「調査地点」という。) 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五 調査に係る期間、時期又は時間帯(第二項において読み替えて準用する第八条第四項及び別表第十五から別表第二十七までの規定において「調査期間等」という。) 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2 第八条第二項から第四項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について

準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第十七条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第三項及び第四項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第十七条第一項」と、同条第三項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第四項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

- 3 第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定するものとする。
- 4 事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにしなければならない。

(平二六告示二八九・旧第七条線下・一部改正)

(環境影響評価の項目に係る予測の手法)

第十八条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第九条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

- 一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法
 - 二 予測の対象とする地域(第二項において読み替えて準用する第九条第三項及び別表第十五から別表第二十七までの規定において「予測地域」という。) 調査地域のうちから適切に選定された地域
 - 三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点(以下「予測地点」という。) 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点
 - 四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯(以下「予測対象時期等」という。) 供用開始後定常状態になる時期、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯
- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「第十八条第一項第一号」と、同条第三項及び第四項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第十八条第一項」と、同条第三項中「予測の前提となる条件その他の」とあるのは「予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第四項中「配慮書対象事業に」とあるのは「対象事業に」と、「しなければならない。」とあるのは「しなければならない。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつき程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。」と読み替えるものとする。
 - 3 第一項第四号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。
 - 4 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況を)を勘案して予測が行われるようにしなければならない。この場合において、将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

(平二六告示二八九・旧第八条線下・一部改正)

(環境影響評価の項目に係る評価の方法)

第十九条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 調査及び予測の結果並びに第二十二条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。
- 二 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- 三 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(平二六告示二八九・旧第九条繰下・一部改正)

(環境影響評価の項目に係る手法の選定に当たっての留意事項)

第二十条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法(以下この条において「手法」という。)を選定するに当たっては、第十三条第一項において読み替えて準用する第五条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ関係する地方公共団体、専門家等の助言を受けて選定しなければならない。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

2 事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行わなければならない。

3 事業者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

(平二六告示二八九・旧第十条繰下・一部改正)

(環境保全措置に関する指針)

第二十一条 対象事業に係る条例第四条第二項第三号の規定による環境保全のための措置に関する指針については、次条から第二十五条までに定めるところによる。

(平二六告示二八九・旧第十一条繰下・一部改正)

(環境保全措置の検討)

第二十二条 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として、環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)を検討しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置(第二十四条第四号から第六号までにおいて「代償措置」という。)を検討しなければならない。

(平二六告示二八九・旧第十二条繰下・一部改正)

(検討結果の検証)

第二十三条 事業者は、前条第一項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証しなければならない。

(平二六告示二八九・旧第十三条繰下)

(検討結果の整理)

第二十四条 事業者は、第二十二条第一項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理しなければならない。

- 一 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

- 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要なに応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
- 四 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- 五 代償措置にあつては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容
- 六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

- 2 事業者は、第二十二條第一項の規定による検討を段階的に行つたときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理しなければならない。また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行つたときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

(平二六告示二八九・旧第十四條繰下・一部改正)

(事後調査)

- 第二十五條 事業者は、予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査(以下この条において「事後調査」という。)を行わなければならない。

- 2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - 一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
 - 二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
 - 三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
 - 四 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。
- 3 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めなければならない。
 - 一 事後調査を行うこととした理由
 - 二 事後調査の項目及び手法
 - 三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
 - 四 事後調査の結果の公表の方法
 - 五 関係する地方公共団体その他の事業者以外の者(以下この号において「関係地方公共団体等」という。)が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容
 - 六 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあつては、当該実施主体の氏名(法人にあつては、その名称)並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
 - 七 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項
- 4 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

(平二六告示二八九・旧第十五條繰下・一部改正)

(定義)

- 第二十六條 別表第二から第二十七までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 粉じん等 粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質
 - 二 重要な地形及び地質 学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質
 - 三 重要な種 学術上又は希少性の観点から重要な種
 - 四 重要な種及び群落 学術上又は希少性の観点から重要な種及び群落
 - 五 注目すべき生息地 学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地

- 六 注目種等 地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集
- 七 主要な眺望点 不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所
- 八 主要な眺望景観 主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観
- 九 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場
- 十 切土工等 切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事
- 十一 工事施工ヤード 工事中の作業に必要な区域として設置される区域
- 十二 休憩所 高速自動車国道又は自動車専用道路に設置される休憩所(公衆便所を含む。)
- 十三 発破作業 土石の採取又は破砕のために岩石中に火薬を充てんして岩石を破砕する作業
- 十四 ダイオキシン類 ダイオキシン類対策特別措置法第二条に規定するダイオキシン類
(平一二告示一九九・一部改正、平二六告示二八九・旧第十六条繰下)

附 則

この指針は、平成十一年九月二十一日から施行する。

別表第一

(平一一告示四四〇・一部改正)

対象事業の種類	区分	事業特性に関する情報に係る事項	標準項目を示す表	標準手法を示す表
一 道路の新設及び改築の事業	一般国道、県道又は市町村道	ア 奈良県環境影響評価条例施行規則(平成十一年六月奈良県規則第十二号。以下「規則」という。)別表第一第一号ア又はイに掲げる要件に該当する一の事業(以下「対象道路事業」という。)に係る道路の区間及び車線の数 イ 対象道路事業に係る道路の区分(道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第三条に規定する道路の区分をいう。)、設計速度、計画交通量及び構造の概要 ウ 対象道路事業の工事計画の概要 エ その他の対象道路事業に関する事項	別表第二	別表第十五
	林道	ア 規則別表第一第一号ウに掲げる要件に該当する一の事業(以下「対象林道事業」という。)の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要 イ 主要な構造物の種類及び配置計画並びに林道の供用に伴い予定される自動車の走行の概要 ウ その他の対象林道事業に関する事項	別表第三	別表第十六
二 ダムの新築の事業		ア 規則別表第一第二号に掲げる要件に該当する一の事業(以下「対象ダム事業」という。)の総貯留容量 イ 対象ダム事業に係るダムの堤体の規模及び形式並びにダムの供用に関する事項 ウ 対象ダム事業の工事計画の概要 エ その他の対象ダム事業に関する事項	別表第四	別表第十七
三 鉄道の建設及び改良の事業		ア 規則別表第一第三号に掲げる要件に該当する一の事業(以下「対象鉄道事業」という。)に係る単線、複線等の別及び動力 イ 対象鉄道事業の工事計画の概要 ウ その他の対象鉄道事業に関する事項	別表第五	別表第十八
四 工場の設置又は変更の事業		ア 規則別表第一第四号に掲げる要件に該当する一の事業(以下「対象工場事業」という。)の工事計画の概要 イ 対象工場事業に係る工場の施設の種類及び数 ウ その他の対象工場事業に関する事項	別表第六	別表第十九
五 廃棄物	廃棄物最	ア 規則別表第一第五号ア又はイに掲げる	別表第七	別表第二十

の処理施設の設置又は変更の事業	終処分場	要件に該当する一の事業(以下「対象最終処分場事業」という。)に係る最終処分場の埋立容量 イ 対象最終処分場事業の工事計画の概要 ウ 対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類及び量 エ 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要 オ その他の対象最終処分場事業に関する事項		
	廃棄物焼却施設	ア 規則別表第一第五号ウ又はエに掲げる要件に該当する一の事業(以下「対象焼却施設事業」という。)の工事計画の概要 イ 対象焼却施設事業に係る焼却施設の焼却処分の計画の概要 ウ その他の対象焼却施設事業に関する事項	別表第八	別表第二十一
	し尿処理施設	ア 規則別表第一第五号オ又はカに掲げる要件に該当する一の事業(以下「対象し尿処理施設事業」という。)の工事計画の概要 イ 対象し尿処理施設事業に係るし尿処理施設のし尿処理の計画の概要 ウ その他の対象し尿処理施設事業に関する事項	別表第九	別表第二十二
六 スポーツ又はレクリエーションの施設の設置又は変更の事業		ア 規則別表第一第六号に掲げる要件に該当する一の事業(以下「対象スポーツ又はレクリエーション施設事業」という。)の工事計画の概要 イ その他の対象スポーツ又はレクリエーション施設事業に関する事項	別表第十	別表第二十三
七 土地区画整理事業		ア 規則別表第一第七号に掲げる要件に該当する一の事業(以下「対象土地区画整理事業」という。)に係る公共施設の配置 イ 対象土地区画整理事業に係る宅地の利用計画の概要 ウ 対象土地区画整理事業の工事計画の概要 エ その他の対象土地区画整理事業に関する事項	別表第十一	別表第二十四
八 住宅団地の造成事業		ア 規則別表第一第八号に掲げる要件に該当する一の事業(以下「対象住宅団地造成事業」という。)に係る住宅及び道路その他の施設の配置 イ 対象住宅団地造成事業の工事計画の概要 ウ その他の対象住宅団地造成事業に関する事項	別表第十二	別表第二十五
九 工業団地の造成事業		ア 規則別表第一第九号に掲げる要件に該当する一の事業(以下「対象工業団地造成事業」という。)に係る公共施設の配置 イ 対象工業団地造成事業に係る宅地の利用計画(設置されることとなる工場及び事業場の種類及び配置計画の概要を含む。) ウ 対象工業団地造成事業の工事計画の概要 エ その他の対象工業団地造成事業に関する事項	別表第十三	別表第二十六

<p>十 土石の採取の事業</p>		<p>ア 規則別表第一第十号に掲げる要件に該当する一の事業(以下「対象土石事業」という。)に係る採取する土石の種類 イ 対象土石事業の計画の概要 ウ その他の対象土石事業に関する事項</p>	<p>別表第十四</p>	<p>別表第二十七</p>
<p>十一 条例第二条第二項第十一号の規則で定める事業</p>		<p>ア 規則別表第一第十一号に掲げる要件に該当する一の事業(以下「対象複合事業」という。)を構成する事業の種類及びそれぞれの事業の規模 イ 対象複合事業の工事計画の概要 ウ 対象複合事業を構成する事業の種類ごとにそれぞれ記載すべきとされた事項 エ その他の対象複合事業に関する事項</p>	<p>対象事業を構成する事業の種類ごとに、この表第一号から第十号までの第一欄に掲げる対象事業の種類及び第二欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる標準項目を示す表</p>	<p>対象事業を構成する事業の種類ごとに、この表第一号から第十号までの第一欄に掲げる対象事業の種類及び第二欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる標準手法を示す表</p>

別表第二 標準項目(対象道路事業)

<p>環境要素の区分 影響要因の区分</p>	<p>環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素</p>				<p>生物の多様性の確保及び自然環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素</p>			<p>人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測されるべき環境要素</p>		<p>環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素</p>	
	<p>大気環境</p>		<p>水環境</p>	<p>土壌に環る環境その他</p>		<p>動物</p>	<p>植物</p>	<p>生態系</p>	<p>景観</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の文化遺産</p>	<p>廃棄物等</p>
	<p>大気質</p>	<p>騒音</p>	<p>振動</p>	<p>水質</p>	<p>地形及び地質</p>	<p>その他の環境要素</p>				<p>人と自然との触れ合いの活動の</p>	

		二酸化窒素	遊粒子状物質	じん等粉じん	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	重要な地形及び地質	日照阻害	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	場 主要な人と自然との触れ合いの活動の場	文化財及び埋蔵文化財包蔵地	建設工事に伴う副産物
工事の実施	建設機械の稼働			○	○	○											
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			○	○	○											
	切土工等又は既存の工作物の除去																○
	工事施工ヤードの設置								○		○	○	○			○	
	工事用道路等の設置								○		○	○	○			○	
土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式又は掘割式)の存在								○		○	○	○	○	○	○	
	道路(嵩上式)の存在								○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車の走行	○	○		○	○											
	休憩所の供用						○	○									
備考 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。																	

別表第三 標準項目(対象林道事業)

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価され	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の量の程度により予
--------------------	-------------------------------------	--	---	-----------------

		るべき環境要素								測及び 評さ れら るべ き環 境 要素	
		水環境	土壌に 係る環 境その 他の環 境	動物	植物	生態系	景観	人と自 然との 触れ合 いの活 動	文化 遺産		廃棄物 等
		水質	地形及 び地質								
		土砂に よる水 の濁り	重要な 地形及 び地質	重要な 種及び 注目す べき生 息地	重要な 種及び 群落	地域を 特徴づ ける生 態系	主要眺 点及び 景観並 びに主 な眺望 景観	主要な 人と自 然との 触れ合 いの活 動	文化財 及び埋 蔵文化 財包蔵 地	建設工 事に伴 う副産 物	
工事の 実施	造成等の工事による一時的な影響	○								○	
	工食用機械の稼働等			○							
土地又は 工作物の 存在及び 供用	林道の存在		○	○	○	○	○	○	○		
	自動車の走行			○							
備考 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。											

別表第四 標準項目(対象ダム事業)

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生物の多様性の確保及び自然環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	及び自然との触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の量の程度により

												予測及び評価されるべき環境要素					
		大気環境			水環境				土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	文化遺産	廃棄物等	
		大気質	騒音	振動	水質				地形及び地質								
		粉じん等	騒音	振動	土砂による水の濁り	水温	富栄養化	溶存酸素量	水素イオン濃度	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	文化財及び埋蔵文化財包蔵地	建設工事に伴う副産物
工事の実施	ダムの堤体の工事	○	○	○	○				○		○	○	○		○		○
	原石の採取の工事	○	○	○	○						○	○	○		○		○
	施工設備及び工事用道路の設置の工事	○	○	○	○						○	○	○		○	○	○

	切土工等 又は既存 の工作物 の除去													○
土地 又は 工作物 の存在 及び 供用	鉄道施設 (地表式又 は掘割式) の存在				○		○	○	○	○	○	○		
	鉄道施設 (嵩上式) の存在				○	○	○	○	○	○	○	○		
	列車の走行 (地下を 走行する 場合を除く。)		○	○										
	列車の走行 (地下を 走行する 場合に 限る。)			○										
備考 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるお それがあるものであることを示す。														

別表第六 標準項目(対象工場事業)

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		
	大気環境					水環境	土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	文化遺産	廃棄物等	温室効果ガス等				
	大気質			騒音	振動	悪臭	水質	地形及び地質											
	二酸化窒素	二酸化硫黄	浮遊粒子	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の濁り	水の汚れ	重要な地	重要な種	重要な種	地域を特	主要な眺	主要な人	文化財及	建設工事	廃棄物	二酸化炭素

		素	黄	状物質						形及び地質	及び注目すべき生息地	及び群落	徴づける生態系	望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	と自然との触れ合いの活動の場	び埋蔵文化財包蔵地	に伴う副産物	素	
工事の実施	雨水の排水																		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行				○	○	○												
	切土工等又は既存の工作物の除去				○	○	○										○		
	建設機械の稼働	○			○	○	○												
土地又は工作物の存在及び供用	工場の存在(土地の改変)									○	○	○	○	○	○	○			
	工場の稼働	○	○	○		○	○	○	○									○	○
備考 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。																			

別表第七 標準項目(対象最終処分場事業)
(平一二告示一九九・一部改正)

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生物の多様性及び自然環境の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の量の程度により予
--------------------	--	--	---	-----------------

工作物の存在及び供用	廃棄物の埋立て	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	廃棄物の搬入に用いる車両の運行	○	○	○	○												
備考 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。																	

別表第八 標準項目(対象焼却施設事業)
(平一二告示一九九・一部改正)

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性及び自然環境の保全を旨として調査、予測されるべき要素			人と自然及び文化遺産との触れ合いの確保を旨として調査、予測されるべき環境要素			環境への負荷の程度により予測及び評価されるべき環境要素		
	大気環境						水環境		土壌に環るその他環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	文化遺産	廃棄物等		
	大気質				騒音	振動	悪臭	水質		地形及び地質									
	二酸化窒素	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	粉じん等	ダイオキシン類	騒音	振動	悪臭	水の濁り	水の汚れ	重要な地形及び地質	ダイオキシン類	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	文化財及び埋蔵文化財包蔵地	建設工事に伴う副産物

工事の実施	資材及び機械の搬入に用いる車の運行				○		○	○											
	土工等は既存の作物除去				○		○	○		○									○
	建設機械稼働				○		○	○											
土地又は工作物の存在及び供用	焼却場の存在										○		○	○	○	○	○		
	焼却場の稼働	○	○	○		○	○	○	○	○		○							○
	廃物の搬入に用いる車の運行	○			○		○	○											
備考 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。																			

別表第九 標準項目(対象し尿処理施設事業)

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生物の多様性の確保及び自然環境的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然及び文化遺産との適切な触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			環境への負荷の程度により予測及び評価されるべき環境要素	
	大気環境	水環境	土壌に係る環境その他の	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの	文化遺産

		大気質		騒音	振動	悪臭	水質		環境						活動の場											
		二酸化窒素	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の濁り	水の汚れ	地形及び地質										重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	文化財及び埋蔵文化財包蔵地	建設工事に伴う副産物	廃棄物
工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		○	○	○																					
	切土工等又は既存の工作物の除去		○	○	○		○										○									
	建設機械の稼働		○	○	○																					
土地又は工作物の存在及び供用	し尿処理施設の有存在							○	○	○	○	○	○	○	○	○										
	し尿処理施設の稼働			○	○	○	○	○										○								
	廃棄物の搬入に用いる車両の運行	○	○	○	○	○																				
備考 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。																										

別表第十 標準項目(対象スポーツ又はレクリエーション施設事業)

環境要素の区分 影響要因の区	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確	環境への負荷の量の程度に
-------------------	--	-----------------------	-----------------------	--------------

分							を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			より予測及び評価されるべき環境要素		
	大気環境			水環境			土壌係環その他環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然の触れ合いの活動の場	文化遺産	廃棄物等	
	大気質	騒音	振動	水質		地形及び地質									
	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	重要な地形及び地質	重要な及び注すべき生地	重要な及び群落	地域特徴する生態系	主要眺望及び景観並びに主要眺望景観	主要人と自然の触れ合いの活動の場	文化財及び埋蔵文化財包蔵地	建設に伴う副産物	廃棄物	
工事の実施	雨水の排水				○										
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○											
	建設機械の稼働	○	○	○											
	造成工事												○		
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在(土地の改変)					○	○	○	○	○	○	○			
	工作物の存在									○	○				
	スポーツ又はレクリエーション施設の供用		○	○		○									○
備考 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。															

別表第十一 標準項目(対象土地区画整理事業)

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及	生物の多様性の確保及び自然環境の	人と自然及び文化遺産との豊かな触	環境への
---------	--------------------------------	------------------	------------------	------

影響要因の区分		評価されるべき環境要素					体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			負の程度より測り測び評価されるべき環境要素
		大気環境		水環境	土壌に係る環境その他環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然の触れ合いの活動の場	文化遺産	廃棄物等	
		大気質	騒音	振動	水質	地形及び地質							
		粉じん等	騒音	振動	水の濁り	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域特徴を徴する生態系	主要眺望点及び景資源並びに主要眺望景	主要人と自然の触れ合いの活動の場	文化財及び埋文財蔵地	建設に伴う副産物
工事の実施	雨水の排水				○								
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○									
	建設機械の稼働	○	○	○									
	造成工事												○
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在(土地の改変)					○	○	○	○	○	○		
	構造物の存在								○	○			
備考 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。													

別表第十二 標準項目(対象住宅団地造成事業)

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			環境への負荷の量程により予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境		水環境		土壌に係る環境その他環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	文化遺産	廃棄物
		大気質	騒音	振動	水質								
		粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	重要地形及び地質	重要種及び注目すべき生地	重要種及び群落	地域特徴生態系	主要眺望点及び景資源並びに主要眺望景	主要人と自然の触れ合いの活動の場	文化財及び埋蔵文化財包蔵地
工事の実施	雨水の排水				○								
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○									
	建設機械の稼働	○	○	○									
	造成工事												○
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在(土地の改変)					○	○	○	○	○	○	○	
	構造物の存在									○	○		
	生活排水の発生				○	○							
備考 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。													

別表第十三 標準項目(対象工業団地造成事業)

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予	人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、	環境への負荷の量程により予測及び評価されるべき
--------------------	--	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------

		測及び評価されるべき環境要素										予測及び評価されるべき環境要素			環境要素				
		大気環境				水環境		土壌に係る環境その他の環境				動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	文化遺産	廃棄物等	温室効果ガス等
		大気質		騒音	振動	水質		地形及び地質											
		二酸化窒素	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	文化財及び埋蔵文化財包蔵地	建設工事に伴う副産物	廃棄物	二酸化炭素
工事の実施	雨水の排水							○											
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行				○	○	○												
	建設機械の稼働				○	○	○												
	造成工事																○		
土地又は工	敷地の存在(土地の改変)								○	○	○	○	○	○	○				

作物の存在及び供用	建造物の存在																	○	○								
	工場の稼働	○	○	○			○	○		○																	○
備考																											
○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。																											

別表第十四 標準項目(対象土石事業)

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素																生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					環境への負荷の程度により測及び評価されるべき環境要素	
	大気環境				水環境		土壌に係る環境その他環境		動物	植物	生態系	景観		人と自然の触れ合いの活動の場		文化遺産	廃棄物等											
	大気質		騒音	振動	水質	地形及び地質																						
	粉じん等		騒音	振動	水の濁り	重要な地形及び地質		重要な種及び注すべき生き物	重要な種及び群落	地域特徴する生態系	主要眺望点及び景観並びに主要眺望景		主要な自然の触れ合いの活動の場		文化財及び埋文財包蔵地	廃棄物												
工事の実施 土地又は工作物	樹木の伐採等					○																						
	雨水の排水					○																						
	発破作業		○	○	○																							
採取の用に供する機械の稼働		○	○	○																								

の存在及び供用	働												
	施設の稼働	○	○	○	○								○
	採取区域の存在					○	○	○	○	○	○	○	
	跡地の存在									○	○		
備考 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。													

別表第十五 標準手法(対象道路事業)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
二酸化窒素	自動車の走行	一 調査すべき情報 ア 二酸化窒素の濃度の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準(以下「二酸化窒素環境基準」という。)に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第百一号)第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 三 調査地域 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間	一 予測の基本的な手法 プルーム式及びパフ式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期
浮遊粒子状物質	自動車の走行	一 調査すべき情報 ア 浮遊粒子状物質の濃度の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気汚染に係る環境基準(以下「大気汚染環境基準」という。)に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の	一 予測の基本的な手法 プルーム式及びパフ式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域に

		<p>観測の方法</p> <p>三 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間</p>	<p>おける浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期</p>
粉じん等	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
騒音	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に</p>

	<p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準(以下「騒音環境基準」という。)に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>自動車の走行</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 対象道路事業により新設又は改築される道路の沿道の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

		音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	<p>確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期</p>
振動	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則(昭和五十一年総理府令第五十八号)別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	自動車の走行	<p>一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いた計算)</p>	<p>一 予測の基本的な手法 振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p>

		<p>方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期</p>
<p>水の濁り</p>	<p>休憩所の供用</p>	<p>一 調査すべき情報 国又は県及び関係する市町村による水質に係る規制等の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>三 調査地域 汚水を排水する公共用水域</p> <p>四 調査地点 汚水を排水する地点</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質の量の計算</p> <p>二 予測地域 汚水を排水する公共用水域</p> <p>三 予測地点 汚水を排水する地点</p> <p>四 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期</p>
<p>水の汚れ</p>	<p>休憩所の供用</p>	<p>一 調査すべき情報 国又は県及び関係する市町村による水質に係る規制等の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>三 調査地域 汚水を排水する公共用水域</p> <p>四 調査地点 汚水を排水する地点</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の計算</p> <p>二 予測地域 汚水を排水する公共用水域</p> <p>三 予測地点 汚水を排水する地点</p> <p>四 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期</p>
<p>重要な地形及び地質</p>	<p>工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式)の存在及び道路(嵩上式)の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象道路事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域に</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる</p>

		<p>おける重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>地域 三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
日照阻害	道路(嵩上式)の存在	<p>一 調査すべき情報 ア 土地利用の状況 イ 地形の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 三 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成 二 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照阻害に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 道路(嵩上式)の設置が完了する時期</p>
重要な種及び注目すべき生息地	<p>工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式)の存在及び道路(嵩上式)の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象道路事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び群落	<p>工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式)の存在及び道路(嵩上式)の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p>

	<p>上式)の存在</p>	<p>三 調査地域 対象道路事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>二 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式)の存在及び道路(嵩上式)の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象道路事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>道路(地表式又は掘割式)の存在及び道路(嵩上式)の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域</p> <p>四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変並びに主要な眺望景観の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法、コンピューターグラフィックスその他の視覚的な表現方法</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影</p>

			<p>響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>道路(地表式又は掘割式)の存在及び道路(嵩上式)の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象道路事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>文化財及び埋蔵文化財包蔵地</p>	<p>工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路(地表式又は掘割式)の存在及び道路(嵩上式)の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域及び文化財にあっては指定の区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象道路事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 文化財及び埋蔵文化財包蔵地について、分布又はその改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>建設工事に伴う副産物</p>	<p>切土工等又は既存の工</p>		<p>一 予測の基本的な手法</p>

	<p>作物の除去</p>		<p>建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生の状況の把握 二 予測地域 対象道路事業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間</p>
--	--------------	--	--

別表第十六 標準手法(対象林道事業)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
<p>土砂による水の濁り</p>	<p>造成等の工事による一時的な影響</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質質量及びその調査時における流量の状況 イ 気象の状況 ウ 土質の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質質量の状況については、環境基本法第十六条第一項の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準(以下「水質汚濁環境基準」という。)に規定する浮遊物質質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象林道事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けると認められる地域 三 予測地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>重要な地形及び地質</p>	<p>林道の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象林道事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けると認められる地域 三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を</p>

<p>重要な種及び注目すべき生息地</p>	<p>工事用機械の稼働等、林道の存在並びに自動車の走行</p>	<p>一 調査すべき情報 ア セキつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象林道事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>的確に把握できる時期</p> <p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な種及び群落</p>	<p>林道の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象林道事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>林道の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象林道事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握でき</p>	<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目</p>

		<p>る地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>林道の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域</p> <p>四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変並びに主要な眺望景観の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法、コンピュータグラフィックスその他の視覚的な表現方法</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>林道の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象林道事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認めら</p>

		し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	れる地域 三 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期
文化財及び埋蔵文化財包蔵地	林道の存在	一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象林道事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 予測の基本的な手法 文化財及び埋蔵文化財包蔵地について、分布又はその改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を的確に把握できる時期
建設工事に伴う副産物	造成等の工事による一時的な影響		一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生の状況の把握 二 予測地域 対象林道事業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間

別表第十七 標準手法(対象ダム事業)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事並びに道路の付替の工事	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 粉じん等の拡散

		<p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 工事による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>騒音</p>	<p>ダム の 堤 体 の 工 事、 原 石 の 採 取 の 工 事、 施 工 設 備 及 び 工 事 用 道 路 の 設 置 の 工 事 並 び に 道 路 の 付 替 の 工 事</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 ウ 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 建設機械の稼働が予想される対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域における騒音の状況 騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法 イ 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における騒音の状況 騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 工事による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>振動</p>	<p>ダム の 堤 体 の 工 事、 原 石 の 採 取 の 工 事、 施 工 設 備 及 び 工 事 用 道 路 の 設 置 の 工 事 並 び に 道 路 の 付 替 の 工 事</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等</p>	<p>一 予測の基本的な手法 ア 建設機械の稼働に係る振動については、事例の引用又は解析イ 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動については、振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる</p>

		<p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>地域 三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 工事による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>土砂による水の濁り</p>	<p>ダム の 堤 体 の 工 事、 原 石 の 採 取 の 工 事、 施 工 設 備 及 び 工 事 用 道 路 の 設 置 の 工 事 並 び に 道 路 の 付 替 の 工 事</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況 イ 気象の状況 ウ 土質の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁環境基準に規定する浮遊物質の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けると認められる地域 三 予測地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
	<p>ダム の 供 用 及 び 貯 水 池 の 存 在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況 イ 気象の状況 ウ 水温の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の土砂による水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 四 調査地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化</p>	<p>一 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けると認められる地域 三 予測地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等</p>

		<p>の特性を踏まえて調査区域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>ダムが供用が定常状態であり、的確に予測できる時期</p>
水温	<p>ダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 水温及びその調査時における流量の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 四 調査地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 熱の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 ダムが供用が定常状態であり、的確に予測できる時期</p>
富栄養化	<p>ダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 富栄養化に係る事項及びその調査時における流量の状況 イ 気象の状況 ウ 水温の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(富栄養化に係る事項のうち、水質汚濁環境基準のあるものの状況については、当該水質汚濁環境基準に規定する測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の富栄養化の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 四 調査地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 統計的手法、富栄養化に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 ダムが供用が定常状態であり、的確に予測できる時期</p>
溶存酸素量	<p>ダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 溶存酸素量の状況 イ 水温の状況</p>	<p>一 予測の基本的な手法 溶存酸素の物質</p>

		<p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(溶存酸素量の状況については、水質汚濁環境基準に規定する溶存酸素量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶存酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて予測地域における溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 ダムが供用が定常状態であり、的確に予測できる時期</p>
<p>水素イオン濃度</p>	<p>ダムの堤体の工事</p>	<p>一 調査すべき情報 水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(水素イオン濃度の状況については、水質汚濁環境基準に規定する水素イオン濃度の測定方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 ダムの堤体の工事实施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工事による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>重要な地形及び地質</p>	<p>ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地</p>

		<p>切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な種及び注目すべき生息地</p>	<p>ダム の 堤 体 の 工 事、 原 石 の 採 取 の 工 事、 施 工 設 備 及 び 工 事 用 道 路 の 設 置 の 工 事 並 び に 道 路 の 付 替 の 工 事</p>	<p>一 調査すべき情報 ア セキツイ動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	<p>ダム の 堤 体 の 存 在、 原 石 山 の 跡 地 の 存 在、 道 路 の 存 在 並 び に ダ ム の 供 用 及 び 貯 水 池 の 存 在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア セキツイ動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 ア 水生動物については、対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象ダム事業実施区域の下流の地域で、ダムの供用によってその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 イ 水生動物以外の動物については、対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

		期及び時間帯	
<p>重要な種及び群落</p>	<p>ダム の 堤体 の 工事、原 石 の 採取 の 工事、施工 設備 及び 工事 用 道路 の 設置 の 工事 並び に 道路 の 付 替 の 工事</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況並びに生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 植物の生息及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	<p>ダム の 堤体 の 存在、原 石 山 の 跡地 の 存在、道 路 の 存在 並び に ダム の 供 用 及び 貯 水池 の 存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 ア 水生植物については、対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象ダム事業実施区域の下流の地域で、ダム の 供 用 に よ っ て そ の 生 育 環 境 が 環 境 影 響 を 受 け る お そ れ が あ る と 認 め ら れ る 地 域 イ 水生植物以外の植物については、対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 植物の生息及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>ダム の 堤体 の 工事、原 石 の 採取 の 工事、施工 設備 及び 工事 用 道路 の 設置 の 工事 並び に 道路 の 付 替 の 工事</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するた</p>	<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特</p>

		<p>めに必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>ダム の 堤 体 の 存 在、 原 石 山 の 跡 地 の 存 在、 道 路 の 存 在 並 び に ダ ム の 供 用 及 び 貯 水 池 の 存 在</p>		<p>一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 ア 水生動植物については、対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象ダム事業実施区域の下流の地域で、ダムの供用によってその生息環境又は生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 イ 水生動植物以外の動植物については、対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の程度(土砂の移動に関する計算又は事例の引用若しくは解析により把握された貯水池内の河床の変化の程度及び事例の引用又は解析により把握されたダムの下流の河床の変化の程度を含む。)を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>ダム の 堤 体 の 存 在、 原 石 山 の 跡 地 の 存 在、 道 路 の 存 在 並 び に ダ ム の 供 用 及 び 貯 水 池 の 存 在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域</p> <p>四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握でき</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の程度並びに主要な眺望景観の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法、コンピュータグラフィックスその他の視覚的な表現方</p>

		<p>る地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>法 二 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>ダム の 堤 体 の 工 事、 原 石 の 採 取 の 工 事、 施 工 設 備 及 び 工 事 用 道 路 の 設 置 の 工 事、 道 路 の 付 替 の 工 事、 道 路 の 付 替 の 工 事、 ダ ム の 堤 体 の 存 在、 原 石 山 の 跡 地 の 存 在、 道 路 の 存 在 並 び に ダ ム の 供 用 及 び 貯 水 池 の 存 在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>文化財及び埋蔵文化財包蔵地</p>	<p>施 工 設 備 及 び 工 事 用 道 路 の 設 置 の 工 事、 道 路 の 付 替 の 工 事、 ダ ム の 堤 体 の 存 在、 原 石 山 の 跡 地 の 存 在、 道 路 の 存 在 並 び に ダ ム の 供 用 及 び 貯 水 池 の 存 在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあってはその区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等</p>	<p>一 予測の基本的な手法 文化財及び埋蔵文化財包蔵地について、分布又はその改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特</p>

		文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間	性を踏まえて文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を的確に把握できる時期
建設工事に伴う副産物	ダムのかげの工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事並びに道路の付替の工事		一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生状況の把握 二 予測地域 対象ダム事業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間

別表第十八 標準手法(対象鉄道事業)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点

			<p>四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
騒音	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	列車の走行(地下を走行する場合を除く。)	<p>一 調査すべき情報 騒音の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち</p>

		<p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>ち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 鉄道施設の供用が定常状態であり、的確に予測できる時期</p>
<p>振動</p>	<p>建設機械の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 資材及び機械の</p>

			<p>運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>重要な地形及び地質</p>	<p>鉄道施設(地表式又は掘割式)の存在及び鉄道施設(嵩上式)の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象鉄道事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な情報 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>日照障害</p>	<p>鉄道施設(嵩上式)の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 土地利用の状況 イ 地形の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 三 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成 二 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

			<p>三 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 鉄道施設(嵩上式)の設置が完了する時期</p>
<p>重要な種及び注目すべき生息地</p>	<p>鉄道施設(地表式又は掘割式)の存在及び鉄道施設(嵩上式)の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象鉄道事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な種及び群落</p>	<p>鉄道施設(地表式又は掘割式)の存在及び鉄道施設(嵩上式)の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象鉄道事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>鉄道施設(地表式又は掘割式)の存在及び鉄道施設(嵩上式)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p>	<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の</p>

	<p>の存在</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象鉄道事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>変更の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>鉄道施設(地表式又は掘割式)の存在及び鉄道施設(嵩上式)の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域</p> <p>四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改善並びに主要な眺望景観の改善の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法、コンピュータグラフィックスその他の視覚的な表現方法</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>鉄道施設(地表式又は掘割式)の存在及び鉄道施設(嵩上式)の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象鉄道事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改善の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p>

		<p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
文化財及び埋蔵文化財包蔵地	鉄道施設(地表式又は掘割式)の存在及び鉄道施設(嵩上式)の存在	<p>一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は基本的な手法並びに文化財にあつてはその区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象鉄道事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 文化財及び埋蔵文化財包蔵地について、分布又はその改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
建設工事に伴う副産物	切土工等又は既存の工作物の除去		<p>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生状況の把握 二 予測地域 対象鉄道事業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間</p>

別表第十九 標準手法(対象工場事業)
(平一二告示四一三・一部改正)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
二酸化窒素	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 ア 二酸化窒素の濃度の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法</p>	<p>一 予測の基本的な手法 ブルーム式及びパフ式による計算</p>

		<p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>ア 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p> <p>イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>三 調査地域 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>二 予測地域 調査地域のうち、二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働による二酸化窒素に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>工場の稼働</p>		<p>一 調査すべき情報</p> <p>ア 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>イ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>ア 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p> <p>イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>三 調査地域 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間</p>	<p>一 予測の基本的な手法 ブルーム式及びパフ式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>二酸化硫黄</p>	<p>工場の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>ア 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>イ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>ア 二酸化硫黄の濃度の状況 大気汚染環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法</p>	<p>一 予測の基本的な手法 ブルーム式及びパフ式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがある</p>

		<p>イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測</p> <p>三 調査地域 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化硫黄に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間</p>	<p>と認められる地域</p> <p>三 予測地点 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて予測地域における二酸化硫黄に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>浮遊粒子状物質</p>	<p>工場の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 浮遊粒子状物質の濃度の状況 イ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気汚染環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>三 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間</p>	<p>一 予測の基本的な手法 ブルーム式及びパフ式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>粉じん等</p>	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 資材及び機械の</p>

		<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>運搬に用いる車両の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働、切土工等又は既存の工作物の除去による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
騒音	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	<p>切土工等又は既存の工作物の除去及び建設機械の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特</p>

		<p>規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働、切土工等又は既存工作物の除去による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
工場稼働		<p>一 調査すべき事項 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工場の稼働が定常状態になる時期</p>
振動	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 資材及び機械の</p>

			運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期
切土工等又は既存の工作物の除去及び建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 	<ul style="list-style-type: none"> 一 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 事例の引用又は解析 二 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 <ul style="list-style-type: none"> 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働、切土工等又は既存の工作物の除去による振動に係る環境影響が最大となる時期 	
工場の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 	<ul style="list-style-type: none"> 一 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 事例の引用又は解析 二 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 <ul style="list-style-type: none"> 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 工場の稼働が定常状態になる時期 	
悪臭	工場の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> ア 悪臭の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報(臭気指数については、悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号)第一条の規定により環境大臣が定める方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> 一 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 事例の引用又は解析 二 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 調査区域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点

		<p>四 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査区域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査区域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>悪臭の拡散の特性を踏まえて予測区域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>水の濁り</p>	<p>雨水の排水</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 ウ 土質の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における工事による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質の量の計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における工事による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工事による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
	<p>工場の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における工場の稼働による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質の量の計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における工場の稼働による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工場の稼働が定</p>

			常状態になる時期
水の汚れ	工場の稼働	<p>一 調査すべき情報</p> <p>ア 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況</p> <p>イ 流れの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁環境基準に定める生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>原単位法により生物化学的酸素要求量若しくは化学的酸素要求量の計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>工場の稼働が定常状態になる時期</p>
重要な地形及び地質	工場の存在(土地の改変)	<p>一 調査すべき情報</p> <p>ア 地形及び地質の概況</p> <p>イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象工場事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び注目すべき生息地	工場の存在(土地の改変)	<p>一 調査すべき情報</p> <p>ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況</p> <p>イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物の生息の</p>

		<p>三 調査地域 対象工場事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び群落	工場の存在(土地の改変)	<p>一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象工場事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	工場の存在(土地の改変)	<p>一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象工場事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な眺望	工場の存在	<p>一 調査すべき情報</p>	<p>一 予測の基本的な</p>

<p>点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>(土地の改変)</p>	<p>ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域 四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変並びに主要な眺望景観の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法、コンピュータグラフィックスその他の視覚的な表現方法 二 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>工場の存在(土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象工場事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>文化財及び埋蔵文化財包蔵地</p>	<p>工場の存在(土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の</p>	<p>一 予測の基本的な手法 文化財及び埋蔵</p>

		区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象工場事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	文化財包蔵地について、分布又はその改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を的確に把握できる時期
建設工事に伴う副産物	切土工等又は既存の工作物の除去		一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生の状況の把握 二 予測地域 対象工場事業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間
廃棄物	工場の稼働		一 予測の基本的な手法 工場の稼働に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生の状況の把握 二 予測地域 対象工場事業実施区域 三 予測対象時期等 工場の稼働が定常状態になる時期
二酸化炭素	工場の稼働		一 予測の基本的な手法 温室効果ガス等の発生の状況の把握 二 予測地域 対象工場事業実施区域 三 予測対象時期等 工場の稼働が定常状態になる時期

別表第二十 標準手法(対象最終処分場事業)
 (平一二告示一九九・平一二告示四一三・一部改正)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
二酸化窒素	廃棄物の埋立て及び廃	一 調査すべき情報 ア 二酸化窒素の濃度の状況	一 予測の基本的な手法

	<p>棄物の搬入に用いる車両の運行</p>	<p>イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 三 調査地域 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間</p>	<p>事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 最終処分場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>粉じん等</p>	<p>最終処分場の設置の工事</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 粉じん等の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 工事による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
	<p>廃棄物の埋立て及び廃棄物の搬入に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 粉じん等の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における</p>

		<p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 最終処分場の稼働が定常状態になる時期</p>
騒音	最終処分場の設置の工事	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 建設機械の稼働、切土工等又は既存の工作物の除去による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	廃棄物の埋立て及び廃棄物の搬入に用いる車両の運行	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 ウ 廃棄物の搬入に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(廃棄物の搬入に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 騒音の発生の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 最終処分場の稼働が定常状態になる時期</p>
振動	最終処分場の設置の工事	<p>一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の</p>	<p>一 予測の基本的な手法 ア 建設機械の稼働については、事例の引用又は解析</p>

		<p>運行が予想される道路の沿道における振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の発生の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>イ 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行については、振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工事による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>廃棄物の埋立て及び廃棄物の搬入に用いる車両の運行</p>		<p>一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(廃棄物の搬入に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 ア 廃棄物の埋立てに用いる機械の稼働については、事例の引用又は解析 イ 廃棄物の運搬に用いる車両の運行については振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 最終処分場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>悪臭</p>	<p>廃棄物の埋立て</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 悪臭の状況 イ 気象の状況</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は</p>

		<p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(臭気指数については、悪臭防止法施行規則第一条の規定により環境大臣が定める方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 最終処分場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>水の濁り</p>	<p>最終処分場の設置の工事</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 ウ 土質の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における工事による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質の量の計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における工事による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工事による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
	<p>廃棄物の埋立て</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質の量の計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p>

		<p>水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における廃棄物の埋立てによる水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における廃棄物の埋立てによる水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 最終処分場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>水の汚れ</p>	<p>最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 イ 流れの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁環境基準に定める生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 最終処分場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>ダイオキシン類</p>	<p>最終処分場の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ダイオキシン類による水質の汚濁の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(ダイオキシン類による水質の汚濁の状況については、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌汚染に係る環境基準(以下「ダイオキシン類環境基準」という。)に規定する量の測定方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水域の特性及びダイオキシン類による水質の汚濁の変化の特性を踏まえて調査地域におけるダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 水域の特性及びダイオキシン類による水質の汚濁の変化の特性を踏まえて調査地域におけるダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 水域の特性及びダイオキシン類による水質の汚濁の変化の特性を踏まえて調査地域における最終処分場の存在によるダイオキシン類</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及びダイオキシン類による水質の汚濁の変化の特性を踏まえてダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 水域の特性及びダイオキシン類による水質の汚濁の変化の特性を踏まえて予測地域における最終処分場の存在によるダイオキシン類による水</p>

		<p>による水質の汚濁に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>質の汚濁に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 ダイオキシン類による水質の汚濁の変化の特性を踏まえてダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>廃棄物の埋立て</p>		<p>一 調査すべき情報 ダイオキシン類による水質の汚濁の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(ダイオキシン類による水質の汚濁の状況については、ダイオキシン類環境基準に規定する量の測定方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 水域の特性及びダイオキシン類による水質の汚濁の変化の特性を踏まえて調査地域におけるダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 水域の特性及びダイオキシン類による水質の汚濁の変化の特性を踏まえて調査地域におけるダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 水域の特性及びダイオキシン類による水質の汚濁の変化の特性を踏まえて調査地域における廃棄物の埋立てによるダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及びダイオキシン類による水質の汚濁の変化の特性を踏まえてダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 水域の特性及びダイオキシン類による水質の汚濁の変化の特性を踏まえて予測地域における廃棄物の埋立てによるダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 最終処分場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>重要な地形及び地質</p>	<p>最終処分場の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を</p>

<p>重要な種及び注目すべき生息地</p>	<p>最終処分場の設置の工事、最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て</p>	<p>一 調査すべき情報 ア セキツイ動物、鳥類、昆虫その他の主な陸生動物及び主な水生動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>的確に把握できる時期</p> <p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期及び時間帯</p>
<p>重要な種及び群落</p>	<p>最終処分場の設置の工事、最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に関する植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況並びに生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>最終処分場の設置の工事、最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種</p>	<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性</p>

		<p>等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>最終処分場の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変並びに主要な眺望景観の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法、コンピューターグラフィックスその他の視覚的な表現方法</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>最終処分場の設置の工事、最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境</p>

		人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期
文化財及び埋蔵文化財包蔵地	最終処分場の存在	一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 予測の基本的な手法 文化財及び埋蔵文化財包蔵地について、分布又はその改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を的確に把握できる時期
建設工事に伴う副産物	最終処分場の設置の工事		一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生の状況の把握 二 予測地域 対象最終処分場事業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間

別表第二十一 標準手法(対象焼却施設事業)
(平一二告示一九九・平一二告示四一三・一部改正)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
二酸化窒素	焼却場の稼働及び廃棄物の搬入に用いる車両の運行	一 調査すべき情報 ア 二酸化窒素の濃度の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定	一 予測の基本的な手法 ア 焼却場の稼働については、ブルーム式及びパフ式による計算 イ 廃棄物の搬入に用いる車両の運行については、事例の引用

		<p>の方法</p> <p>イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>三 調査地域 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間</p>	<p>又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 焼却場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>二酸化硫黄</p>	<p>焼却場の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>ア 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>イ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>ア 二酸化硫黄の濃度の状況 大気汚染環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法</p> <p>イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>三 調査地域 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化硫黄に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間</p>	<p>一 予測の基本的な手法 ブルーム式及びパフ式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて、二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 焼却場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>浮遊粒子状物質</p>	<p>焼却場の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>ア 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>イ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>ア 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気汚染環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法</p> <p>イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>三 調査地域</p>	<p>一 予測の基本的な手法 ブルーム式及びパフ式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状</p>

		<p>浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間</p>	<p>物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 焼却場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>粉じん等</p>	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
	<p>切土工等又は既存の工作物の除去及び建設機械の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 切土工等又は既存の工作物の除去及び建設機械の稼働に係る環境影響が最大となる時期</p>
	<p>廃棄物の搬入に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 粉じん等の状況 イ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p>

		<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 焼却場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>ダイオキシン類</p>	<p>焼却場の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 ダイオキシン類による大気汚染の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(ダイオキシン類による大気汚染の状況については、ダイオキシン類環境基準に規定する量の測定方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 ダイオキシン類の拡散の特性を踏まえて調査地域におけるダイオキシン類による大気汚染に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 ダイオキシン類の拡散の特性を踏まえて調査地域におけるダイオキシン類による大気汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一日以上</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、ダイオキシン類の拡散の特性を踏まえてダイオキシン類による大気汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 ダイオキシン類の拡散の特性を踏まえて予測地域における焼却場の稼働によるダイオキシン類による大気汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 焼却場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>騒音</p>	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予測される道路の沿道の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域におけ</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地</p>

	<p>る騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>点 四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>切土工等又は既存の工作物の除去及び建設機械の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 切土工等又は既存の工作物の除去及び建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>焼却場の稼働</p>	<p>一 調査すべき事項 騒音の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 焼却場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>廃棄物の搬入に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 廃棄物の搬入に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(廃棄物の搬入に用いる車両の運行が予想され</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち</p>

		<p>る道路の沿道における騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 騒音の発生の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>ち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 焼却場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>振動</p>	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	<p>切土工等又は既存の工作物の除去及び建設機械の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 切土工等又は既</p>

			<p>存の工作物の除去及び建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
焼却場の稼働	<p>一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 焼却場の稼働が定常状態になる時期</p>	
廃棄物の搬入に用いる車両の運行	<p>一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(廃棄物の搬入に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 廃棄物の搬入に用いる車両の運行については、振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 焼却場の稼働が定常状態になる時期</p>	
悪臭	<p>焼却場の稼働</p> <p>一 調査すべき情報 ア 悪臭の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 (臭気指数については、悪臭防止法施行規則第一条の規定により環境大臣が定める方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪</p>	

		<p>三 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 焼却場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>水の濁り</p>	<p>切土工等又は既存の工作物の除去</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 ウ 土質の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における工事による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質の量の計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における工事による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工事による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
	<p>焼却場の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質の量の計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における焼却場の稼働による</p>

		<p>水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における焼却場の稼働による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 焼却場の稼働が定常状態になる時期</p>
水の汚れ	焼却場の稼働	<p>一 調査すべき情報 ア 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 イ 流れの状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁環境基準に定める生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により生物化学的酸素要求量若しくは化学的酸素要求量の計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 焼却場の稼働が定常状態になる時期</p>
重要な地形及び地質	焼却場の存在	<p>一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象焼却施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
ダイオキシン類	焼却場の稼働	<p>一 調査すべき情報 ダイオキシン類による土壌の汚染の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(ダイオキシン類による土壌の汚染の状況につ</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域</p>

		<p>いては、ダイオキシン類環境基準に規定する量の測定方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象焼却施設事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 ダイオキシン類の拡散の特性を踏まえて調査地域におけるダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 ダイオキシン類による土壌の汚染の変化の特性を踏まえて調査地域における焼却場の稼働によるダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>調査地域のうち、ダイオキシン類による土壌の汚染の特性を踏まえてダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 ダイオキシン類による土壌の汚染の特性を踏まえて予測地域における焼却場の稼働によるダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 焼却場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>重要な種及び注目すべき生息地</p>	<p>焼却場の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア セキツイ動物、鳥類、昆虫その他の主な陸生動物及び主な水生動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象焼却施設事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な種及び群落</p>	<p>焼却場の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に関する植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象焼却施設事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境</p>

		<p>響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>焼却場の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象焼却施設事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>焼却場の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象焼却施設事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変並びに主要な眺望景観の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法、コンピュータグラフィックスその他の視覚的な表現方法</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望</p>

			<p>点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>焼却場の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象焼却施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>文化財及び埋蔵文化財包蔵地</p>	<p>焼却場の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象焼却施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 文化財及び埋蔵文化財包蔵地について、分布又はその改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>建設工事に伴う副産物</p>	<p>切土工等又は既存の工作物の除去</p>		<p>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生の状況の把握 二 予測地域</p>

			対象焼却施設事業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間
廃棄物	焼却場の稼働		一 予測の基本的な手法 焼却場の稼働に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生状況の把握 二 予測地域 対象焼却施設事業実施区域 三 予測対象時期等 焼却場の稼働が見込まれる時期

別表第二十二 標準手法(対象し尿処理施設事業)
(平一ニ告示四一三・一部改正)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
二酸化窒素	廃棄物の搬入に用いる車両の運行	一 調査すべき情報 ア 二酸化窒素の濃度の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 三 調査地域 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けると認められる地域 三 予測地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 し尿処理施設の稼働が定常状態になる時期
粉じん等	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けると認められる地域 三 予測地点

		<p>果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>切土工等又は既存の工作物の除去及び建設機械の稼働</p>		<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 切土工等又は既存の工作物の除去及び建設機械の稼働に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>廃棄物の搬入に用いる車両の運行</p>		<p>一 調査すべき情報 ア 粉じん等の状況 イ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 し尿処理施設の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>騒音</p>	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式によ</p>

	<p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>る計算二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に騒音に係る環境影響が最用いる車両の運行による大となる時期</p>
<p>切土工等又は既存の工作物の除去及び建設機械の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 切土工等又は既存の工作物の除去及び建設機械の稼働に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>し尿処理施設の稼働</p>	<p>一 調査すべき事項 騒音の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価す</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

		<p>るために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>確に把握できる地点 四 予測対象時期等し尿処理施設の稼働が定常状態になる時期</p>
	<p>廃棄物の搬入に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 ウ 廃棄物の搬入に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(廃棄物の搬入に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 騒音の発生の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等し尿処理施設の稼働が定常状態になる時期</p>
振動	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	<p>切土工等又は既存の工作物の除去及び建設機械の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち</p>

	<p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>ち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 切土工等又は既存の工作物の除去及び建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>し尿処理施設の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 し尿処理施設の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>廃棄物の搬入に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(廃棄物の搬入に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握</p>	<p>一 予測の基本的な手法 振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p>

		握できる期間、時期及び時間帯	し尿処理施設の稼働が定常状態になる時期
悪臭	し尿処理施設の稼働及び廃棄物の搬入に用いる車両の運行	一 調査すべき情報 ア 悪臭の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(臭気指数については、悪臭防止法施行規則第一条の規定により環境大臣が定める方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 し尿処理施設の稼働が定常状態になる時期
水の濁り	切土工等又は既存の工作物の除去	一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 ウ 土質の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における工事による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質の量の計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における工事による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 工事による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
	し尿処理施設の稼働	一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法による	一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質の量の計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及

		<p>ものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域におけるし尿処理施設の稼働による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域におけるし尿処理施設の稼働による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 し尿処理施設の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>水の汚れ</p>	<p>し尿処理施設の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 イ 流れの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁環境基準に定める生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 し尿処理施設の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>重要な地形及び地質</p>	<p>し尿処理施設の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象し尿処理施設事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域に</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

		<p>おける重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な種及び注目すべき生息地</p>	<p>し尿処理施設 の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア セキツイ動物、鳥類、昆虫その他の主な陸生動物及び主な水生動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象し尿処理施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な種及び群落</p>	<p>し尿処理施設 の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に関する植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況並びに生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象し尿処理施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>し尿処理施設 の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又</p>

		<p>三 調査地域 対象し尿処理施設事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>し尿処理施設 の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象し尿処理施設事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変並びに主要な眺望景観の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法、コンピュータグラフィックスその他の視覚的な表現方法</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>し尿処理施設 の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象し尿処理施設事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、人と自然との</p>

		<p>踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
文化財及び埋蔵文化財包蔵地	し尿処理施設の存在	<p>一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあつては指定の区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象し尿処理施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 文化財及び埋蔵文化財包蔵地について、分布又はその改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
建設工事に伴う副産物	切土工等又は既存の工作物の除去		<p>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生状況の把握 二 予測地域 対象し尿処理施設事業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間</p>
廃棄物	し尿処理施設の稼働		<p>一 予測の基本的な手法 し尿処理施設の稼働に伴う廃棄物の種類ごとの発生状況の把握 二 予測地域 対象し尿処理施設事業実施区域 三 予測対象時期等 し尿処理施設の稼働が定常状態になる時期</p>

別表第二十三 標準手法(対象スポーツ又はレクリエーション施設事業)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
騒音	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析	一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を

	<p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>建設機械の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>スポーツ又はレクリエーション施設の供用</p>	<p>一 調査すべき情報 騒音の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 スポーツ又はレクリエーション施設の供用が定常状態になる時期</p>

<p>振動</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>建設機械の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>スポーツ又はレクリエーション施設の供用</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特</p>

		<p>握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 スポーツ又はレクリエーション施設の供用が定常状態になる時期</p>
<p>水の濁り</p>	<p>雨水の排水</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 ウ 土質の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における工事による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質の量の計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における工事による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 工事による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>水の汚れ</p>	<p>スポーツ又はレクリエーション施設の供用</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 イ 流れの状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁環境基準に定める生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 スポーツ又はレ</p>

		及び時間帯	クリエーション施設の供用が定常状態になる時期
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態並びに特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象スポーツ又はレクリエーション施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期
重要な種及び注目すべき生息地	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象スポーツ又はレクリエーション施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
重要な種及び群落	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況並びに生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象スポーツ又はレクリエーション施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点	一 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏

		<p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>ア 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象スポーツ又はレクリエーション施設事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)及び工作物の存在</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>ア 主要な眺望点の状況</p> <p>イ 景観資源の状況</p> <p>ウ 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時間及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変並びに主要な眺望景観の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法、コンピュータグラフィックスその他の視覚的な表現方法</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p>

			<p>景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)及び工作物の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象スポーツ又はレクリエーション施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>文化財及び埋蔵文化財包蔵地</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあつては指定の区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象スポーツ又はレクリエーション施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 文化財及び埋蔵文化財包蔵地について、分布又はその改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>建設工事に伴う副産物</p>	<p>造成工事</p>		<p>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生状況の把握</p>

			握 二 予測地域 対象スポーツ又はレクリエーション施設事業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間
廃棄物	スポーツ又はレクリエーション施設の供用		一 予測の基本的な手法 対象スポーツ又はレクリエーション施設の供用に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生の特性の把握 二 予測地域 対象スポーツ又はレクリエーション施設事業実施区域 三 予測対象時期等 対象スポーツ又はレクリエーション施設の供用が定常状態となる時期

別表第二十四 標準手法(対象土地区画整理事業)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のう

		<p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>ち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
騒音	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法、騒音規制法第十五条 文献その他の資料及び現地調査による情報 第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価す</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働</p>

		するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	による騒音に係る環境影響が最大となる時期
振動	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 予測の基本的な手法 振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期
	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期
水の濁り	雨水の排水	一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 ウ 土質の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法による	一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質の量の計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化

		<p>ものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における工事による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における工事による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工事による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>重要な地形及び地質</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象土地画整理事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な種及び注目すべき生息地</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象土地画整理事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域にお</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査区域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環</p>

		<p>ける重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な種及び群落</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種並びに群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象土地区画整理事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象土地区画整理事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)及び構造物の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変並びに主要な眺望景観の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想</p>

		<p>四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>図、フォトモンタージュ法、コンピュータグラフィックスその他の視覚的な表現方法</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)及び構造物の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象土地画整理事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>文化財及び埋蔵文化財包蔵地</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象土地画整理事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点</p>	<p>一 予測の基本的な手法 文化財及び埋蔵文化財包蔵地について、分布又はその改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認</p>

		<p>文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
建設工事に伴う副産物	造成工事		<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生の状況の把握</p> <p>二 予測地域</p> <p>対象土地区画整理事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>

別表第二十五 標準手法(対象住宅団地造成事業)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>一 調査すべき情報</p> <p>気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報</p> <p>気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受ける</p>

		<p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>おそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
騒音	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>

<p>振動</p>	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	<p>建設機械の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>水の濁り</p>	<p>雨水の排水</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 ウ 土質の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質の量の計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認め</p>

		<p>まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における工事による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>られる地域</p> <p>三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における工事による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工事による水の流れに係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>生活排水の発生</p>		<p>一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における生活排水の発生による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質の量の計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における生活排水の発生による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 住宅団地の供用が見込める時期</p>
<p>水の汚れ</p>	<p>生活排水の発生</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 イ 流れの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁環境基準に定める生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握</p>

		<p>まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>できる地点 四 予測対象時期等 住宅団地の供用が見込める時期</p>
<p>重要な地形及び地質</p>	<p>敷地の存在 (土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象住宅団地造成事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な種及び注目すべき生息地</p>	<p>敷地の存在 (土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象住宅団地造成事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な種及び群落</p>	<p>敷地の存在 (土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況並びに生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象住宅団地造成事業実施区域及びその周辺の区域</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及</p>

		<p>四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象住宅団地造成事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)及び構造物の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域</p> <p>四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変並びに主要な眺望景観の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法、コンピュータグラフィックスその他の視覚的な表現方法</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

			<p>三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)及び構造物の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象住宅団地造成事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると思われる地域 三 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>文化財及び埋蔵文化財包蔵地</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象住宅団地造成事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 文化財及び埋蔵文化財包蔵地について、分布又はその改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を受けるおそれがあると思われる地域 三 予測対象時期等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>建設工事に伴う副産物</p>	<p>造成工事</p>		<p>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごと</p>

			の発生の状況の把握 二 予測地域 対象住宅団地造成事業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間
--	--	--	--

別表第二十六 標準手法(対象工業団地造成事業)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
二酸化窒素	工場の稼働	一 調査すべき情報 ア 二酸化窒素の濃度の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 三 調査地域 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間	一 予測の基本的な手法 ブルーム式及びパフ式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 工場の稼働が見込まれる時期
二酸化硫黄	工場の稼働	一 調査すべき情報 ア 二酸化硫黄の濃度の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 二酸化硫黄の濃度の状況 大気汚染環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 三 調査地域 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化硫黄に係る環境影響を予測	一 予測の基本的な手法 ブルーム式及びパフ式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて予測地域における二酸化硫黄に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 工場の稼働が見込まれる時期

		し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間	
浮遊粒子状物質	工場の稼働	一 調査すべき情報 ア 浮遊粒子状物質の濃度の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気汚染環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 三 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間	一 予測の基本的な手法 ブルーム式及びパフ式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 工場の稼働が見込まれる時期
粉じん等	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡

		<p>に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
騒音	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 ウ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 (騒音の状況については、騒音規制法第十五条文献その他の資料及び現地調査による情報第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働による騒音に係る</p>

		できる期間、時期及び時間帯	環境影響が最大となる時期
工場稼働		<p>一 調査すべき事項</p> <p>ア 騒音の状況</p> <p>イ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>工場稼働が見込まれる時期</p>
振動	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>一 調査すべき情報</p> <p>ア 振動の状況</p> <p>イ 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
建設機械の稼働		<p>一 調査すべき情報</p> <p>地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

		<p>するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	工場の稼働	<p>一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工場の稼働が見込まれる時期</p>
水の濁り	雨水の排水	<p>一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。)</p> <p>イ 流れの状況 ウ 土質の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における工事による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質量の計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における工事による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工事による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
水の汚れ	工場の稼働	<p>一 調査すべき情報</p>	<p>一 予測の基本的な</p>

		<p>ア 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況</p> <p>イ 流れの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁環境基準に定める生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>手法 原単位法により生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工場の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>重要な地形及び地質</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象工業団地造成事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な種及び注目すべき生息地</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象工業団地造成事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受ける</p>

		<p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>おそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な種及び群落</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況並びに生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象工業団地造成事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象工業団地造成事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)及び構造物の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源について</p>

<p>景観</p>		<p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域</p> <p>四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>ての分布の改変並びに主要な眺望景観の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法、コンピュータグラフィックスその他の視覚的な表現方法</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)及び構造物の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象工業団地造成事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>文化財及び埋蔵文化財包蔵地</p>	<p>敷地の存在(土地の改変)</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあつては指定の区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況</p>	<p>一 予測の基本的な手法 文化財及び埋蔵文化財包蔵地について、分布又はその改変の程度を踏</p>

		<p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象工業団地造成事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を受けられる地域</p> <p>三 予測対象時期等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
建設工事に伴う副産物	造成工事		<p>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生の状況の把握</p> <p>二 予測地域 対象工業団地造成事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工事期間</p>
廃棄物	工場の稼働		<p>一 予測の基本的な手法 工場の稼働に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生の状況の把握</p> <p>二 予測地域 対象工業団地造成事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工場の稼働が見込まれる時期</p>
二酸化炭素	工場の稼働		<p>一 予測の基本的な手法 二酸化炭素の発生の状況の把握</p> <p>二 予測地域 対象工業団地造成事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工場の稼働が見込まれる時期</p>

別表第二十七 標準手法(対象土石事業)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	発破作業、採取の用に供する機械の稼働及び施設の稼働	<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち</p>

		<p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>ち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 発破作業、採取の用に供する機械の稼働及び施設の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
騒音	発破作業、採取の用に供する機械の稼働及び施設の稼働	<p>一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 発破作業、採取の用に供する機械の稼働及び施設の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	発破作業、採取の用に供する機械の稼働及び施設の稼働	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

			<p>四 予測対象時期等 発破作業、採取の用に供する機械の稼働及び施設の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
水の濁り	樹木の伐採等	<p>一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における工事による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質の量の計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における工事による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 樹木の伐採による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
	雨水の排水及び施設の稼働	<p>一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における施設の稼働による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質の量の計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における施設の稼働による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態になる時期</p>
重要な地形	採取区域の	<p>一 調査すべき情報</p>	<p>一 予測の基本的な</p>

及び地質	存在	<p>ア 地形及び地質の概況</p> <p>イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象土石事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>手法</p> <p>重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び注目すべき生息地	採取区域の存在	<p>一 調査すべき情報</p> <p>ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況</p> <p>イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象土石事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び群落	採取区域の存在	<p>一 調査すべき情報</p> <p>ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況並びに生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象土石事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 植物の生育及び</p>

		<p>を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>採取区域の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象土石事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>採取区域の存在及び跡地の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域 四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変並びに主要な眺望景観の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法、コンピュータグラフィックスその他の視覚的な表現方法 二 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>採取区域の存在及び跡地の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象土石事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>文化財及び埋蔵文化財包蔵地</p>	<p>採取区域の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象土石事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 文化財及び埋蔵文化財包蔵地について、分布又はその改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>廃棄物</p>	<p>施設の稼働</p>	<p></p>	<p>一 予測の基本的な手法 対象土石事業における事業活動に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生の状況の把握 二 予測地域 対象土石事業実施区域 三 予測対象時期等 対象土石事業の稼働が定常状態となる時期</p>

改正文(平成一二年告示第四一三号)抄
平成十三年一月六日から施行する。

改正文(平成一七年告示第六二五号)抄
平成十七年四月一日から施行する。

改正文(平成二六年告示第二八九号)抄
平成二十七年四月一日から施行する。